

平成 2 1 年度

財政援助団体監査結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 平成22年11月30日（火）

監査の対象 （財）高砂市施設利用振興財団

高砂市総合体育館

高砂市総合運動公園体育施設

高砂市市ノ池公園キャンプ場

高砂市都市公園

第3 監査の範囲

平成21年度における出納その他の事務の執行について監査を実施した。なお、対象における施設の監査も併せて行った。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理、施設管理等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体に対し事業報告書の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果は以下のとおりであり、監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。

監査の結果、一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理その他の事務についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。今後とも事務の執行に当たっては、厳しい財政下であることを十分認識され、職員一人ひとりが強いコスト意識を持って対応されたい。

また、毎年継続して行う事務事業については、前例踏襲によることなく無駄をなくしてさらなる事務の適正化、効率化を図られたい。

最後に監査委員の意見として、①総合体育館については開館日の増加、市ノ池公園についても土日に職員を配置するなど、利用者増の対策に関しては一定の成果が見受けられるが、リピーターに過度の期待をすることなく利用促進に努められたい。②老朽化した施設の修繕については市と十分に協議され、計画的に実施されたい。③近隣市の利用料金を調査され、利用者に応分の受益者負担を求めることも検討されたい。④収益が判明した時点で予算に反映させるため、収益を早期に把握することに努めら

れ、自主事業の充実と節税につなげられたい。⑤オペレーティングリース取引については十分検討されたい。⑥将来的な課題として、財団存続のための人事管理、人材育成の努力が不足しているように思われる。については財団規則の改正も含め十分検討されたい。⑦企画力等を補うため民間企業とのジョイントも視野に入れ、職員の資質向上を図りながら公益法人へのスムーズな移行を期待するものである。